令和７年（フ）第７４号
岐阜県加茂郡東白川村五加1214―６、住民票上の住所岐阜県加茂郡東白川村五加940番地９
破産者　近藤　芳弘
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和７年（フ）第８６号
岐阜県美濃加茂市新池町１丁目７番39号
破産者　高橋　丈恵
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和７年（フ）第９０号
岐阜県可児市中恵土2371番地５　ａｕｔｈｅｎｔｉｃ―Ｂ101
破産者　脇山　正規
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和７年（フ）第１１０５号
広島市西区田方２丁目９番24―201号
破産者　石丸　奈美
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１９号
広島県安芸郡府中町大須３丁目８番18―304号
破産者　郷田　　剛
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１５６号
広島県呉市広古新開７丁目40番９号　Ａ棟102号室
破産者　エイシンこと　尾﨑　　樹
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第４０号
広島県呉市吉浦池ノ浦町４番１―802号
破産者　檜垣　直美
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和６年（フ）第２４２号
広島県福山市芦田町大字福田1350番地１
破産者　安**原**　久子
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第４２号
福岡県鞍手郡鞍手町弥生三丁目198番
破産者　幸田　一枝
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第４６号
福岡県宮若市宮田82番地５
破産者　今川　幸翼
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３２号
佐賀県西松浦郡有田町山谷切口乙1675番地、前住所佐賀県武雄市武雄町大字武雄8017番地中村マンション205号
破産者　山口　裕輔
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第５５号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙3630番地10
破産者　西野　晋吾
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第５８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1975番地55
破産者　松永健太郎
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第８０号
佐賀県唐津市町田５丁目９番２号
破産者　中野　一政
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７３号
宮崎市出来島町111番地４
破産者　新納　　昂
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１０号
宮崎市祇園１丁目76番地　アルカディア祇園303号
破産者　森岡健一郎
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１８号
宮崎県西都市大字下三財8159番地１
破産者　圖師　和明
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１１４号
山梨県甲府市大里町5101番地　ショコラクルール201号室
破産者　竹村　泰徳
１　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
２　一般調査期日　令和８年11月18日午前11時30分
令和８年８月24日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
大阪府岸和田市並松町26番10号
破産者　辻本　治好
１　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
２　一般調査期日　令和８年11月16日午後１時30分
令和８年８月25日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係